

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十七号

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五一六人」を「五一九人」に改め、同表那賀郡那賀町の項中「六〇人」を「五九人」に改め、同表板野郡藍住町の項中「五三人」を「五四人」に改め、同表美馬郡つるぎ町の項中「四九人」を「四八人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。